

9 子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること(当事者である子どもの権利擁護の取組)

長

さて、ここまで、新しい計画の目指すもの(目標)や基本的な考え方(計画の理念)などについて話をしてきました

長

ここからは、具体的にどのようなことに取り組んでいけばよいのかについて、皆さんと話をしながら決めていきたいと思います

里

やらなければいけないことはたくさんありそうですね

長

もちろん、時間はかかるとは思いますが、順番に話をしていきましょう

C

そうすると、まずは何ですか？

長

まずは、新しい計画での取組の全体にかかわるような取組になると考えています

C

何でしょうか？

長

「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組です

里

子どものための取組をしていくあらゆる場面で、求められるものだと思いますので、まずはそのことについて話し合うのは、良いことだと思います

9-1 「子どもの思いや意見をきくこと」と「子どもの権利を守ること」

現在の計画における取組の一つに「子どもの権利擁護」(子どもの権利を守ること)がありますが、その内容は子どもの意見をきく(意見聴取・アドボカシー)というものです。

ここで検討していく取組はその延長の上にあるものとなります。

ところで、今回の新しい計画の目標は「子どもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること(子どもの権利を守ること)」としています。

それは、前にも説明したとおり「子どもが人として大切にされ(子どもはおとなと同じ権利の主体であり、子どもの最善の利益を考慮しなければならない)、安心して育ち(生理的欲求から承認欲求を満たす)、自分らしく生きられるようにする(自己実現の欲求を満たす)」ことで、子どもの権利を包括的に保障するということを目指すというものです。

それでは、なぜ現在の計画では「子どもの意見をきく」ことが「子どもの権利を守ること」になっていたのでしょうか？

そこについて、改めて説明をしておきたいと思います。

まず、「子どもの意見をきく」ことについては、「子どもの権利条約」の原則の1つとして、(子どもが権利の主体であることを前提としたうえで)「子どもが子ども自身に関わる事柄について意見を言い、それがおとなに考慮されること」(第13条)があります。

つまり、「子どもの意見をきくこと」は、「子どもの最善の利益」(第3条)と同じ、「子どもの権利」の一つとなっています。

そして、この子どもの権利の一つである「子どもの意見をきくこと(意見聴取・アドボカシー)」が「子どもの権利を守ること(子どもの権利擁護)」としていた理由ですが、それは、平成28年の児童福祉法改正によって明記された、子どもが権利の主体であることを明確にすることためであると考えています。

子どもが権利の主体であるという考え方は、子どもが「弱くておとなから守られる存在」として、おとなから守られる受動的な対象であるだけではなく、能動的な主体として、「ひとりの人としての権利(人権)を持っている」という考え方への転換です。

しかし、未だにおとな側の考え方として、子どもは未熟で、おとなに教えられ、育てられ、導かれるべきだけの対象であって、子どもの意見はきく必要はないとか、子どもの言うことは無責任な意見だから耳を傾ける必要はないといったものが残っているように見受けられます。

おとなのこのような考えがあるからこそ、また、今でもおとなの側が無意識にでも、このような考え

Q

でも、具体的にはどんな取組をすればよいのでしょうか？

長

こどもの皆さんは  
「こんな自分になりたい」「こんな生活がしたい」「こんなものがほしい」「こんなことはいやだ」といった思いがありませんか？

A

新しいゲームソフトがほしいです

B

学校の勉強が嫌いなので、したくないです

C

将来は保育士になりたいなと思っています

長

ありがとうございます  
もちろん、こどもの皆さんのそういった思いが、いろいろな理由でかなえられないこともあります

里

こどもの思いをすべてかなえるというのは難しいですし、それがこどもにとって良くないと思えるものもあると思います

長

確かにそうかもしれません  
でも、そもそも、こうした思いを言えないような状況を考えてみるとどうでしょうか  
例えば、こんな状況です

- ・ 言いたくても聞いてくれるおとなの人がいない
- ・ 言ったけれども何も答えてくれない(してくれない)
- ・ 周りのおとなが怖くて言えない

をもってしまふ傾向があるからこそ、おとながこどもの意見をきくということは重要なことであり、こどもの当たり前権利として、おとなが意識してこどもの気持ちや意見をきいていく必要があります。

こういった意図のもとで、現在の計画では「こどもの意見をきくこと(意見聴取・アドボカシー)」を「こどもの権利を守ること(こどもの権利擁護)」としていたと考えられます。

ポーランドの小児科医、児童文学者、教育者として知られるヤヌシュ・コルチャック(1878-1942)の考え方がこどもの権利や「こどもの権利条約」の考え方の背景にあることは知られています。コルチャックは、次のような言葉を残しています。

「こどもは、だんだんと人間になるのではなく、すでに人間なのだ。人間であって、操り人形ではない」

私たちがこの計画で目指しているものを実現していくためには、おとながこどもの意見をきいて、どうしたらこどもの幸せにつながるのか、こどもと一緒に考え、話し合っていく姿勢、取組が必要だと考えています。

### 9-2 「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」

さて、今回の新しい計画では目標を「こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること(こどもの権利を守ること)」、言い換えるとこどもの権利を包括的に保障することとしています。

そのため、今回の新しい計画では、こどもの意見をきくための取組に関するタイトルを再検討しました。

こどもの意見をきくことは、こどもの権利の一つであり、目標との関係やこどもの権利条約第 13 条の内容を考慮し、現在の計画では「子ども自身がつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー)」としていたものを「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」とします。

そして、この「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」を取組のはじめに位置づけている理由は、こどもの権利にかかわるあらゆる場面(要求のレベル)においても共通することだからです。

特に困難を抱えてサポートを必要とするこどもについては、虐待をはじめとして、こどもの感情や意思、あるいは存在そのものを否定されるような経験しているこどもが多く見受けられます。

したがって、特にこうしたこどものサポートに当たっては、おとなが、こどもが思い(気持ち)や意見を自由に表せる機会を能動的に提供するとともに、そこでこどもから出された思い等にこたえて(応答して)いくことが求められています。

A

そんなことはイヤです

Q

私はこどものころ、親が怖くて、自分のしたいことやほしいものが言えないことがありました

O

施設や里親の家で生活したことがある人は、こうした自分の思いを言うことができないような状況を経験した人もいます

長

そうすると、「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ためにすることは…

P

- こどもが自分の思いや意見を自由に言える状況を作ること
- こどもが言った思いに対して答えてあげる(何かしてあげる)ことになると思います

B

私もそう思いました

長

そのとおりだと思います

長

皆さんがお話してくれたとおり「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ためにやっていかなければならないことは、

- こどもが自分の思いや意見を自由に言える
- こどもが言った思いに対しておとながこたえる(答えてあげる・何かしてあげる)

といったことができる仕組みを整えていくということになります

### 9-3 こどもの意見をきくために必要なことは？

それでは、こどもへのサポートにあたって、こどもの意見をどのようにきいていけばよいでしょうか。

こどもが気持ち、意見、考え等を言うことのできる、場面や雰囲気、意見等をきくおとなの存在が必要であり、こどもが表明した気持ちや意見等が流されることなくおとなに受け止められ、実際に何らかの形でおとなの行動や支援に影響を与えることが大切です。

また、こどもの意見はそのこども自身の事柄に関するだけでなく、国や県・児童相談所、市町村の制度や施策を考える際にも、影響を与えるものでなくてはなりません。

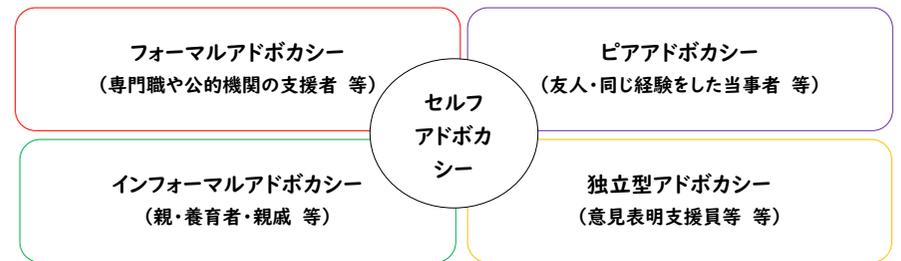
意見を言う際には、その事柄(自分自身のこと、県の取組に関することなど)について、こどもが意見を表しやすいようわかりやすい情報を提供することや、意見をきいた結果について、きちんとこどもに報告することも大切です。

ところで、こどもが意見を言うことは必ずしも簡単ではありません。例えば、赤ちゃんが、自分の言葉で気持ちや意見を言うことは不可能です。

おとなは、こどもの声にならない気持ちや感じ方なども含めて、こどもの実際の発言だけではなく、態度やしぐさ、行動等からこどもが何を感じ、何が見えているのかを汲み取っていく必要があります。

アドボカシー(権利擁護)はジグソーパズルだと言われています。様々な場面で、様々な形で、様々な立場の人が、こどもの気持ちや意見をきき、察し、受け止め、総合的にこどもの声を把握しようとしていくことが求められているのです。

【図表 9-1: アドボカシーのイメージ】



もちろん、こどもの意見とこどもの最善の利益(わかりやすい例としては、「死にたい」という気持ちと命を守ること)が一致しないことも考えられます。

アドボカシーとは「対話」だと言われています。こどもが思いや意見を言えるようにし、それを受け止め、思いや意見に関して、こどもとおとなが対等に話し合っていくことが必要です。

弁

こうした「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ということが、新しい計画での取組の中心となっていく、難しい問題を抱えたこどもや家庭に対するサポートをしていくときにも大切なことだということですね？

長

そのとおりです

例えば、難しい問題を抱えたこどもや家庭をサポートするときには、こうしたこどもがどのように感じ、何を思い、どんなサポートを必要としているのかをきちんと聞いて、考え、サポートに当たるおとながそれにこたえていくことが必要です

学

サポートしていったけれども、いろいろな理由でこどもを家族から引き離さなければならない場合も、こどもの思いや意見をきいたうえで、サポートに当たるおとなはそれにこたえていくことが必要ですね

B

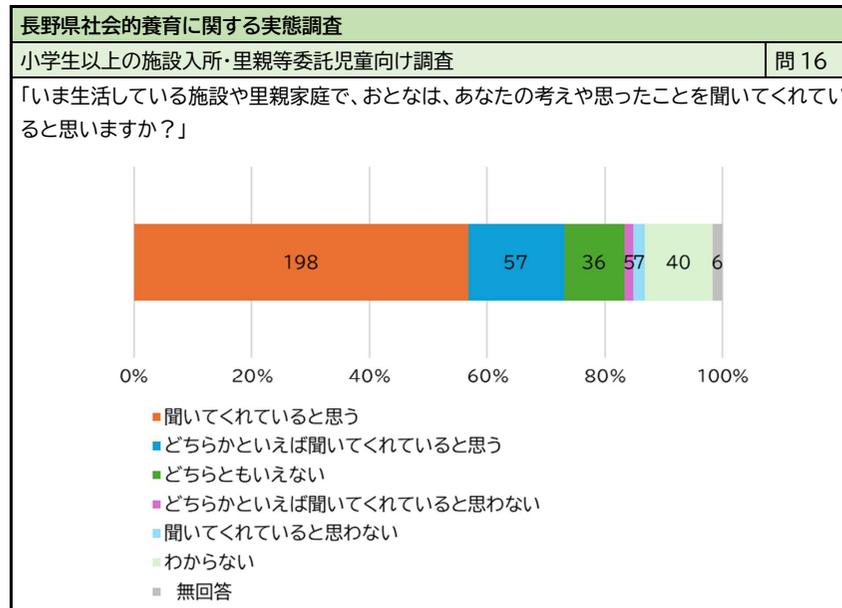
私たちは、親とは離れ、施設や里親の家で暮らしていますが、そうしたくらしのなかでの私たちの思いや意見も周りのおとなに聞いてほしいと思います

O

おとなから見れば、ふざけた思いや意見だと感じてても、それをきちんと受け止めてほしいと思います  
仮に、意見が実現しなくても、フィードバックをして欲しいです  
そうしないと、その先にある、こどもたちの本当の思いや意見は出てこないのではないかと思います

#### 9-4 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること(当事者であるこどもの権利擁護の取組)」に関連して、以下のアンケートを行いました。



施設や里親の家で生活するこどものうち、70%以上のこどもが、「聞いてくれていると思う」・「どちらかといえば聞いてくれていると思う」と回答しています。

他方で、約 25%のこどもが、「どちらともいえない」・「どちらかといえば聞いてくれていると思わない」・「聞いてくれていると思わない」・「わからない」と回答しています。

調査の結果、施設や里親の家で生活するこどものうち、一定数のこどもが、おとなが自分の考えや思いを聞いてくれていないと感じていることが把握できました。

こうした結果からも、「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組をさらに進めていく必要があると考えています。

長

皆さんから言っていたとおりで、  
子どもや家庭をサポートしていくときには、計画の取組に共通する考え方(計画の理念)に沿ったサポートをしてほしいと思いますが、  
そうしたサポートをする様々な場面で「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ことが必要だと考えています

C

私も、今の生活や将来についての自分の思いや意見をきいてもらって、  
おとながそれにきちんとこたえてくれるような取組をしていてもらえるとうれしいです

Q

今、困っている子どものためにも、こうした取組が進むと良いと思います  
あと、おとなのみなさんには、子どもがうまく言えないような思いを理解できるようにしてくれるとうれしいです

里

ところで、こうした取組は、現在の計画でも進めてきていますね？

長

はい  
主なものとして、このような取組をしてきました

#### 【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 施設や里親の家などで生活している子どもにアンケートをする
- 施設に意見箱を置き、生活することの思い(意見)を出せるようにする
- 施設や里親の家庭で生活することの子どもへ、子どもが権利を持っているということを知ってもらうための本(「子どもの権利ノート」)を渡して説明する

施

そして、こうした取組の結果がどうなったのかについて、  
このようなことをチェックしてきましたね

### 9-5 現在の計画による取組について

「子どもの思いや意見をきき、おとながそれにこたえること(当事者である子どもの権利擁護の取組)」  
について、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 子どもアンケートの実施
  - 施設や里親の家庭で生活することの子どもを対象としたアンケートの実施
- ② 一時保護所における取組
  - 児童相談所が設置している一時保護所に入所する児童へ、一時保護所のしおりを渡して説明し、思い(意見)をいうことができることを知ってもらう
  - 一時保護所内に意見箱を置き、子どもの思い(意見)が出せる機会を確保
  - 一時保護所を退所した後の行き先やサポートのあり方については、児童相談所の担当職員が子どもとの面談などにより、その子どもの思い(意見・意向)を十分聞いたうえで、考えていく
  - 児童相談所の契約弁護士による、一時保護所の入所児童との面接の実施
- ③ 児童養護施設等における取組
  - ・ すべての施設に苦情解決のための意見箱を設置するとともに、電話等でも苦情を申し出ることができる仕組みを整備
  - ・ すべての施設において、苦情解決の責任者、第三者委員の配置などにより、苦情解決体制を整備
  - ・ 施設入所前に、児童相談所から「子どもの権利ノート」を渡して説明し、子ども自身が権利の主体であることや、思い(意見)を出したい場合の連絡先などについて知らせる
  - ・ 施設職員による、子どもの権利擁護の学習
  - ・ 意見表明等支援事業の実施(令和6年度から順次実施予定)
- ④ 里親等へ委託される子どもへの取組
  - ・ 里親家庭に預けられる前に、児童相談所から「子どもの権利ノート」を渡して説明し、子ども自身が権利の主体であることや、思い(意見)を出したい場合の連絡先などについて知らせる
  - ・ 意見表明等支援事業の実施(令和6年度から順次実施予定)
- ⑤ 児童相談所における取組
  - ・ 子どもの援助に当たっては、子ども最善の利益の実現を念頭に置き、子どもの思い(意見・意向)を尊重し、十分に説明をする

【現在の計画でチェックしてきたこと】

施設や里親の家庭などで生活することのうちの、どのくらいのこどもが、「自分の思いを出すことができている(自分の思いを表明できている)」と答えているか

長

そのとおりです  
そして、令和 11 年度までに、すべて(100%)のこどもが「自分の思いを出すことができている(自分の思いを表明できている)」と答えてもらえるようにするという目標にしてみました

B

これまでの取組の結果は、どうなっているのですか？

長

令和2年度に行ったアンケートでは 74.1%でした  
そして、令和5年度に行った同じアンケートをしたところ、77.9%でした

O

あまり変わっていないように見えますね

平

令和6年6月から7月に行ったアンケート(長野県社会的養育に関する実態調査)でもアンケートをしていましたね？

長

質問の内容を少し変えましたが、  
施設や里親の家で生活することの皆さんに  
「いま生活している施設や里親家庭で、おとなは、あなたの考えや思ったことを聞いてくれていると思いますか？」  
というアンケートをしました

里

結果はどうでしたか？

9-6 現在の計画における指標(目標値)

「こどもの思いや意見をきき、おとながそれにこたえること(当事者であるこどもの権利擁護の取組)」について、現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和 11 年度
施設や里親家庭で生活することにも向けアンケートで、自分の意見が表明できていると回答した割合	令和2年度アンケートより向上	100%

9-7 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和2年度と令和6年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	目標の達成状況	
	令和2年度	令和6年度
施設や里親家庭で生活することにも向けアンケートで、自分の意見が表明できていると回答した割合	74.1%	73.0%

9-8 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込に対する要因分析

これまでの取組は、こどもの意見表明のための環境整備が中心となっていたと考えられます。つまり、

- ① こどもの権利ノートを使ったりして、こどもが「権利の主体」であるということを知ってもらう
- ② 意見箱の設置等によって、こどもが思い(意見)を出せる環境を整える

という取組が中心になってきたわけですが、これではすべてのこどもが思い(意見)を表明することができなかったと考えられます。

もちろん、思い(意見)を表明したいという(強い)意思があって、意見箱等に意見を出してくれるこどももいます。

しかし、すべてのこどもがそのようなことをできるわけではなく、いろいろな思いはあるけれどもなかなかそれを表に出さない(出せない)こどももいると考えられます。

長

「聞いてくれていると思う」と「どちらかといえば聞いてくれていると思う」と答えた子どもが、73.0%という結果でした

Q

あまり変わっていないというか、少し下がりましたか？

里

令和2年度からの5年間であまり変わっていないと考えればよいと思いますが、なぜでしょうか？

弁

これまでの取り組みは、大まかに言えば環境づくり、つまり

- 子どもには権利があるということを知ってもらうこと
- 子どもの思い(意見)を受け付ける仕組みを整えること(意見箱など)

だったのではないのでしょうか？

A

でも、それだと、思い(意見)を積極的に出せる子どもは出せますが、思い(意見)を出せない子どもが出てくるのではないのでしょうか？

市

環境は作ったけれども、子どもが何か思い(意見)を出してくれるのを待っている状態になっていないかということですね？

ご意見、ありがとうございます

たしかに、子どもの皆さんの思い(意見)をこちらから聞きに行くことが十分できてこなかったことが、今の結果になっているのではないかと考えているところです

長

こうした子どもが一定数いることで、評価指標としている「子どもアンケートにおいて、自分の意見が表明できていると回答した割合」にほとんど変化が見られなかったと考えられます。

いろいろな思いはあるけれどもなかなかそれを表に出さない(出せない)子どもが、持っている思い(意見)を引き出すための取組が十分でなかったと考えています。

もちろん、現在も児童相談所や施設、里親家庭において、それぞれ子どもの思い(意見)を聞くための努力はしていると考えられます。

しかし、児童相談所の担当職員、施設職員、里親との関係を考えて、なかなか本当の思い(意見)を出せずにいる子どもがいて、それが現在の結果に反映されているのではないかと考えられます。

また、そもそも、子どもが思いや意見を言うのは、ほとんどが日常の関りのなか(支援や養育のなか)であることがほとんどであると考えられます。

多くの子どもはおとなの姿勢を肯定的に評価してくれているとも捉えられますが、およそ 25%の子ども声を聞くことができていないという子どもの声を踏まえ、引き続き、具体的なサポートの場面において、子どもの気持ちに配慮して、一人ひとりの子どもとの対話を深めていく必要があります。

子どもの意見を聞くために必要なこととして、上記において、おとなは、子どもの実際の発言だけでなく、態度やしぐさ、行動等から子どもが何を感じ、何が見えているのかを汲み取る必要があると説明しました。

このことは、乳児のような、まだ言葉で表現することが難しい子どもだけに必要なことではありません。

社会的養護が必要な子どもは、それまでの家族等とのつながりが切り離される・失われる(分離喪失)体験や、生活の場や養育者の頻繁な交代(施設担当職員の頻繁な変更を含む)、虐待の影響等により、子どもの立場や気持ち大切にされてきた経験に乏しい子どもも少なくありません。

こうした子どもは、おとな(親や養育者)に不信感を持っていたり、自分の思い(感情)が整理されていなかったり、一般的には適切とはいえない周囲とのコミュニケーションの仕方(極端な甘えや暴力等)を身に付けていることも多いと考えられます。

また、虐待等のトラウマ、知的な障がいや発達障がいなどを抱えている子どもも少なくありません。

児童相談所の担当職員、施設職員、里親などの子どものサポートに当たるおとなは、こうしたことを理解し、専門的な知識や対応を身に付けながら、子どもには何が見えているのかを汲み取るよう努め、日々の支援や養育に反映させていくことが求められています。

学

それに関しては、令和4年に法律(児童福祉法)が変わって

- 子どもを施設や里親の家に預けると決めるときなどには、その決定にかかわるおとなは、子どもの思い(意見)を聞かなければならない(意見聴取等措置の義務化)
- 都道府県は、子どもが思い(意見)を出すことができるようにサポートして、その思い(意見)をもとに子どもに必要なサポートをする取組をする(意見表明等支援事業の実施)

ことなどが入ってきましたね

弁

こうした法律に加わってきた取組を進めることも必要ですね

長

そのとおりです

これまで取り組んできたこと(環境づくり)は引き続きやっていきますが、それに加えて、新しい計画では、このような取組をしていきたいと考えています

#### 【新しい計画で取り組みたいこと】

- 子どもを施設や里親の家などに預けると決めるときなどには、その決定にかかわるおとなは、子どもの思い(意見)を聞くこと
- 子どもが思い(意見)を出すことができるようにサポートして、その思い(意見)をもとに子どもに必要なサポートをする取組をすること
- こうした取組をしていることを子どもやおとなに知ってもらうこと

B

どんな子どもであっても、自分の思いや意見が言えるような仕組みを作っていくということですね

## 9-9 新しい計画における取組

令和4年に児童福祉法が改正されたとき、「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組(当事者である子どもの権利擁護の取組)に関しては、以下のことが明記されました(令和6年4月1日施行)。

- 子どもを一時保護するときや、子どもの里親委託や施設入所を決めるとき(措置決定時)などには、あらかじめ、子どもの年齢、発達の状況等の子どもの事情に応じて意見を聞くことなど(意見聴取等措置)が義務(ただし、緊急の場合は措置などの後でも可)(第33条の3の3)
- 子どもの処遇における様々な場面(措置決定時、措置先での日常生活時、第三者機関への苦情申立て時など)において、第三者(意見表明等支援員)による思い(意見)の聞き取りや、そこで出た子どもの思い(意見)を踏まえ、関係機関(児童相談所、施設等)との連絡調整を行う事業(意見表明等支援事業)の創設(第6条の3第17項)
- 子どもの権利擁護のための環境整備(第11条第2号リ)

こうした法改正を踏まえ、「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組をさらに進めるため、長野県では以下の取組を進めていきます。

### ① 子どもへの意見聴取等措置

- 子ども家庭庁が作成した「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえながら、児童相談所において子どもの援助を決める際(措置決定時)に、子どもが置かれた状況や今後の援助の内容、その理由等、必要なことを丁寧に説明し、子どもがその説明を理解できたことを確認しながら、子どもの気持ちや意見等を聞く
- 上記の意見聴取は、可能な限り早い段階で行うとともに、複数回行うこと
- 子どもが思い(意見)を言いやすくするための工夫をし、言葉で思い(意見)を出すことが難しい子どもについても合理的配慮などによって、子どもの思いをくみ取ること
- 子どもから聴取した思い(意見)は、児童相談所で行われる会議(援助方針会議)等において共有し、その子どもの思いを可能な限り尊重しながら、子どもの最善の利益を考慮した上で、子どもや家庭への援助内容を検討すること
- 措置決定の後には、子どもに対してその内容と理由を丁寧に説明すること
- 特に子どもの思い(意見)に反する措置をしようとする場合は、説明を尽くすこと

### ② 意見表明等支援事業

- 児童福祉法に基づく意見表明等支援事業について、児童相談所に措置されているすべての子どもが利用できる体制を整えること
- 意見表明等支援事業の実施について、児童相談所、施設、里親などの関係者の理解が得られるよう努めること

〇

こうした取組が進んで、子どもたちがどこで生活していても、自分らしく  
いられるようになっていくと良いと思います

長

そうなってくれると、うれしいです

弁

小さい子どもや、障がいがあって自分の思いや意見を言葉に出せないこ  
どもの思いなども「きく」ことも必要ですね

長

どのようにそうした思いも「きく」のかは、新しい計画を進めていくなか  
でも考えていく必要があると思いますが、そのとおりだと思います

里

ところで、こうした「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこた  
えること」について、現在の計画のように目標は立てるのですか？

長

はい  
主なものとしてこのような目標を立てたいと考えています

【主な目標にしたいもの】

施設や里親の家で生活している子どもにアンケートをして、  
「いま生活している施設や里親家庭で、おとなは、あなたの考えや思ったことを  
聞いてくれる」と答えてくれる子どもの割合を 100%にすること

里

少し言い方は変わりましたが、現在の計画での目標を新しい計画でも使  
っていくということですね

長

そうしたいと考えています

③ 子どもの権利擁護に係る環境整備

- 社会福祉審議会処遇審査部会において、子どもの申立てに基づく個別ケースに関する調査・審議を行うこと
- 「子どもの権利ノート」等を渡して、子どもに対して、子どもが権利の主体であることや権利擁護のための仕組み(子どもが自分の思い(意見)を表明するための仕組みや方法)について、分かりやすく丁寧に説明すること
- 社会的養護に関わる人たち\*に対する研修などを通じた、子どもの権利や権利擁護の仕組みの啓発や理解の促進、子どもの声のきき方のレベルアップ
- 県において、施設や里親の家庭などで生活する子どものための取組を検討する際には、当事者である子どもの意見を反映させるための取組(ヒアリングやアンケート)を行う

※児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員

弁

私は良いと思います

C

私も良いと思います

長

ありがとうございます

町

ここで、「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」に向けた取組と目標を整理しませんか？

長

そうですね

もう一度整理しましょう

#### 【新しい計画での主な取組】

- こどもが施設や里親の家庭などで生活することを決めるときなどには、その決定にかかわるおとなは、こどもの思い(意見)を聞くこと
  - こどもが思い(意見)を出すことができるようにサポートして、その思い(意見)をもとにこどもに必要なサポートをする取組をすること
- こうした取組をしていることをこどもやおとなに知ってもらうこと

#### 【主な目標】

- 施設や里親の家庭で生活しているこどもにアンケートをして、「いま生活している施設や里親家庭で、おとなは、あなたの考えや思ったことを聞いてくれている」と答えてくれるこどもの割合を100%にすること

A

自分の家で、家族と生活しているこどもについても、おとなが自分の思いや考えを聞いてくれる必要もありますよね

### 9-10 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
社会的養護に関わる人たちやこどもに対する、こどもの権利や権利擁護に関する研修等の実施回数	各年度1回以上
施設や里親の家庭などで生活するこどもが、新しい計画による取組を認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	施設や里親の家庭などで生活するこどもに対する定期的なアンケート等の実施
施設や里親の家庭などで生活するこどもの「こどもの権利」の理解度の確認体制の整備	施設や里親の家庭などで生活するこどもに対する定期的なアンケート等の実施
施設や里親の家庭などで生活するこどものうち、意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	100%
施設や里親の家庭などで生活するこどものうち、実際に意見表明等支援事業を利用して満足したこどもの割合	100%
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこども権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会における調査・審議
社会的養護施策策定の際の当事者であるこども(社会的養護経験者を含む)の参画体制の整備や、施設や里親の家庭で生活するこどもへのヒアリングやアンケートの実施体制の整備	長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会への社会的養護経験者の参画及び定期的なアンケート調査等の実施

ありがとうございます

Aさんの言うとおりです

ただ、まずは、家族から離れて里親の家や施設で生活している子どもをサポートするための取組として、先ほど整理した取組を進めていきたいと考えているところです

長

今回の新しい計画のなかでは、十分考えることができませんが、家族と生活しているすべての子どもたちも「おとなが自分の思いや考えをきいてくれている」と感じることができるような取組も考えていくことが必要だと思っています

長

町

家族と生活している子どもにもアンケートをしていければ良いですね

長

そうしたことも考えていきたいです

A

わかりました

また考えていってほしいと思います

学

さて、「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」についての取組や目標がまとまったと思いますが、この計画は子どものための、子どもとともにある計画でしたね？

長

そのとおりです

### 9-11 新しい計画における資源等の整備目標

「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
社会的養護に関わる人たちや子どもに対する、子どもの権利や権利擁護に関する研修等の実施回数	述べ8回 実施済み	意見表明等支援事業の定着状況や子どもに対するアンケート結果等を踏まえ、開催回数等を調整				
施設で生活する子どものうち、意見表明等支援事業を利用可能な子どもの割合						
児童養護施設等に入所する子ども	2施設の 子ども (試行)	8施設の 子ども	10施設の 子ども	14施設の 子ども	全施設※1 の子ども	全施設※1 の子ども
乳児院に入所する子ども			2施設の 子ども	2施設の 子ども	全施設の 子ども	全施設の 子ども
里親・FH※2に委託されている子ども	複数の 里親家庭 (試行)	委託され ているこ どもの 5%	委託され ているこ どもの 10%	委託され ているこ どもの 50%	委託され ているこ どもの 85%	委託され ているこ どもの 100%
施設や里親の家庭などで生活する子どものうち、「いま生活している施設や里親家庭で、おとなは、あなたの考えや思ったことを聞いてくれている」と答える子どもの割合	73.0%	78.0%	81.0%	85.0%	91.0%	100%

※1 児童自立支援施設・児童心理治療施設・児童自立生活援助事業所を含む

※2 FH・・・ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業所)

弁

学者さんが言おうとしていることは、  
こうした取組を進めていくなかで、子どもたちには何を見てほしい(感じ  
てほしい)のかということをおかないといけないということですね

学

そうです

長

おっしゃるとおりだと思います  
そうですね・・・  
このようなものでいかがでしょうか？

### 【子どものみなさんへ】

- いま、あなたは、生活している家(場所)で、「おとな(親など)が、あなたの  
思いや考えをきいて、こたえてくれている」と思いますか？
- いま、施設や里親の家などで生活しているあなたは、周りのおとなに自分  
の思いや意見を伝えることができ、おとなはそれにこたえてくれていま  
すか？
- 1年後、2年後・・・5年後・・・の「いま」はどうですか？

C

良いのではないですか

P

すべての子どもがそうなってくると良いですね

長

ありがとうございます

長

今回の話し合いは、まとまったと思いますので、  
今日はここまでにしたいと思います

## 9-12 「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」の評価指標

長野県において、「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」ができているかを評  
価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
社会的養護に関わる人たちや子どもに対する、子どもの権利や権利擁護に関する研修等の受講者数
意見表明等支援事業の委託先の独立性(子どもと利益相反のない独立性)の担保(第三者への事業委託状況)
施設や里親の家庭などで生活する子どもの、新しい計画による取組の認知度・利用度・満足度
施設や里親の家庭などで生活する子どもの、子どもの権利に関する理解度
長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会における、子どもからの意見申立の件数